

いわき市養護老人ホーム整備計画の策定に向けた サウンディング型市場調査に係る参考資料

1 養護老人ホームについて

65 歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。

社会福祉法による第 1 種社会福祉事業とされており、老人福祉法の老人福祉施設で、施設の設置運営は地方公共団体又は、社会福祉法人とされています。

現在、本市には、養護老人ホームが 2 施設あり、合計定員は 180 人です。

また、入所者は、原則として市町村による措置を受けている者で、入所に係る費用については、全額が措置費として措置を実施している市町村から支払われます（費用の一部については、利用者負担金として、市が本人やその扶養義務者から徴収）。

2 設備及び運営に関する基準について

(1) 規模基準 原則定員 20 人以上（特養併設の場合は、定員 10 人以上）

(2) 設備基準

ア 法令耐火又は準耐火建築物でなければならない

イ 居室（1 人部屋）、静養室、食堂、集会室、浴室等を設けなければならない

(3) 人員基準 原則専従

次の職員を置かなければならない。ただし、特養併設の 50 人未満の養護老人ホームにおいては、栄養士、調理員を置かないことができる。

ア 施設長 1

イ 医師 健康管理及び療養上の指導に必要な数

ウ 生活相談員 常勤換算方法で入所者数 30 又はその端数を増すごとに 1 以上

エ 支援員 常勤換算方法で一般入所者数 15 又はその端数を増すごとに 1 以上

オ 看護師又は准看護師 常勤換算方法で入所者数 100 又はその端数を増すごとに 1 以上

カ 栄養士 1 以上

キ 調理員、事務員その他職員 実情に応じた適当数

(4) 運営基準

ア 運営規定を定める

イ 非常災害対策、業務継続計画の策定、定期的な訓練 等

(5) その他、市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則による

3 措置費について

入所に係る費用については、措置費として措置を実施している市町村から法人に支払われます（市町村は、利用者負担金として本人やその扶養義務者から費用の一部を徴収する）。

【参考】1人当たりの措置費（月額）

※令和7年度の単独型・特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合の金額になります。別の条件設定における金額を確認したい場合は、別途ご相談ください。

- (1) 措置人数（前年度の平均値）が21～30人の場合

単位：円

区分	事務費	一般生活費	冬期加算 (11～3月)	被服加算 (4月)	期末加算 (12月)	処遇改善加算 定員30人の場合の総額
一般	134,900	54,424	4,880	1,050	4,720	69,017
障害者等	170,000					

- (2) 措置人数（前年度の平均値）が31～40人の場合

単位：円

区分	事務費	一般生活費	冬期加算 (11～3月)	被服加算 (4月)	期末加算 (12月)	処遇改善加算 定員40人の場合の総額
一般	127,000	54,424	4,880	1,050	4,720	92,036
障害者等	162,100					

- (3) 措置人数（前年度の平均値）が41～50人の場合

単位：円

区分	事務費	一般生活費	冬期加算 (11～3月)	被服加算 (4月)	期末加算 (12月)	処遇改善加算 定員50人の場合の総額
一般	121,000	54,424	4,880	1,050	4,720	112,346
障害者等	156,100					

4 法人の費用負担について

民設民営の場合、法人は施設の整備運営に係る一切の費用を負担することになります（施設整備に対する補助制度あり）。一方、公設民営の場合は、施設整備に係る費用は市が負担し、法人は指定管理者として事業の実施、維持管理及びその他協定で定める費用について負担することになります。